

静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針

平成 29 年 3 月策定
令和 2 年 6 月改訂

はじめに

静岡市の外郭団体は、社会情勢の変化に応じ、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応するため、様々な分野において、より効果的、機動的かつ柔軟な公共サービスの提供を行い、市の政策実現に向けた活動を補完し、代替し、又は支援する役割を担うために設立されてきました。

現在、静岡市は、政令指定都市の中において特に人口減少率及び高齢化率が高いことなどから、限られた資源をいかに有効に活用し、豊かな社会を築くかが喫緊の課題となっています。この課題への対応として、官と民の担うべき役割を見直し、市が提供すべき公共サービスの選択と集中を行うことが不可欠となっています。こうした中、市のパートナーとして市と共に公共サービスの提供を担う外郭団体は、今まで以上に市との連携が強く求められています。

一方、外郭団体について、市は、平成16年に外郭団体改革基本プランを策定し、指定管理者制度の導入を踏まえ、民間企業との競争に耐えうる外郭団体の改革を目指しました。しかし、同プランには、時代が求める外郭団体のあるべき姿が明確でないこと、公益的な事業を実施する団体も多い中で、自主的・自立的な経営基盤の確立を一方的に外郭団体に求めることは実現性が低いこと、また、様々な分野の外郭団体をまとめて一つの方向に決めることが適当でないことなど、様々な課題があったことから、市と外郭団体とのあるべき関係性が構築されているとは言い難い現状があります。そこで、まず、外郭団体が市民にとって必要な存在であるかどうかを静岡市行財政改革推進審議会に諮問し、11ある全ての外郭団体が「市としての公益性がある」との答申を得たところです（平成26年3月）。

このような状況を踏まえ、より一層の連携に資する市と外郭団体との関係性を構築し、市民の福祉の増進に資する政策の実現に向けて共に取り組むことにより、市民生活の利便性と市民福祉が向上することを目指して、この指針を策定します。

目 次

	ページ
1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 外郭団体の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 これまでの経緯と新たな視点・・・・・・・・	2
4 外郭団体のあるべき姿・・・・・・・・・・	4
(1) 外郭団体の特性	
(2) 外郭団体の役割	
(3) 政策実現に向けた市との役割分担	
5 活用及び連携のあり方・・・・・・・・・・	6
(1) 業務の委託先としての活用	
(2) 指定管理者としての活用	
(3) 外郭団体の自主事業との連携	
6 外郭団体の経営基盤の確立・・・・・・・・	7
(1) 人材的な基盤	
(2) 財政的な基盤	
(3) 組織的な基盤	
7 評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 評価の目的	
(2) 評価の対象	
(3) 評価の仕組み	
(4) 評価の視点	
(5) 評価の各工程	
8 情報公開の推進・・・・・・・・・・	13
9 その他の団体・・・・・・・・・・	13

1 目的

この指針は、外郭団体に出资した市の責任に鑑み、市と外郭団体との役割分担の明確化、外郭団体の役割を具体化する活用及び連携のあり方並びに外郭団体に求められる役割を果たすための土台となる経営基盤の強化に関し、必要な事項を定めることにより、外郭団体の活用及び連携に資することを目的とする。

市は、それぞれの外郭団体を活用し、及び外郭団体と連携するに当たって共通する考え方をこの指針において定めるものとし、これを前提に、それぞれの外郭団体ごとにその役割及び市との役割分担に係る基本的な考え方を別に策定することとする。また、外郭団体は、別に策定する各外郭団体ごとの基本的な考え方を受け、具体的な行動内容、目標年次や数値目標を各外郭団体が定める経営計画書において示すこととする。

<イメージ>

(市) 共通する考え方



(市) 各外郭団体に係る基本的な考え方



(外郭団体) 経営計画書

2 外郭団体の定義

基本財産の25%以上を市が出资している次の団体をいう。ただし、地方独立行政法人は除く。
(令和2年6月1日現在。12団体)

団体の種類	団体名	設立年	出資割合
公益財団法人	静岡市まちづくり公社	S16	100%
一般財団法人	静岡市環境公社	S42	100%
地方公社	静岡市土地開発公社	S48	100%
社会福祉法人	静岡市しみず社会福祉事業団	S57	100%
公益財団法人	静岡市文化振興財団	H6	100%
公益財団法人	静岡市勤労者福祉サービスセンター	H9	100%
一般財団法人	静岡市国際交流協会	R2	100%

公益財団法人	静岡市体育協会	H 1	64%
公益財団法人	静岡産業振興協会	S 55	53%
株式会社	駿府楽市	H 3	51%
一般財団法人	静岡市動物園協会	S 44	50%
公益財団法人	するが企画観光局 (旧静岡観光コンベンション協会)	H 7	40%

3 これまでの経緯と新たな視点

(1) これまでの経緯

ア 指定管理者制度の導入（平成15年9月）

地方自治法が改正され、公の施設の管理が管理委託方式から指定管理者制度へ変更された。これにより、従来、市が一定の出資をした団体（いわゆる外郭団体）、公共団体又は公共的団体にのみ委託することが認められていた公の施設の管理が、民間事業者にもその門戸が開かれることになった。

イ 外郭団体改革基本プランに基づく改革（平成16年10月）

静岡市における指定管理者制度の本格導入に向け、民間事業者との競争に耐えうるよう、外郭団体に対し自主的・自立的な経営基盤の確立を要請し、これを踏まえた市の関与の適正化を図ることとした。

ウ 包括外部監査の結果報告（平成21年3月）

平成20年度の包括外部監査において、①外郭団体の設立や運営への関与の経緯から、市は外郭団体に対する指導・監督責任がある、②外郭団体の自立への課題として、市OBの再雇用の課題、あるべき給与体系とは何かという課題、そもそも非営利目的の外郭団体が営利目的の民間団体と競争できるのかという課題がある、③外郭団体の経営の自立ができていない現状で、指定管理者選定の原則である「公募」を進めることは危険である、との意見が出された。

エ 外郭団体改革基本プランに基づく取組の評価と検証（平成23年3月）

平成23年3月、平成17年度から平成21年度までの間における改革による取組を検証し、財政支出や人的支援（職員派遣）を見直したほか、すべての外郭団体が経営改革実施計画を策定して改革に取り組むなど一定の効果が評

働された。

一方、時代が求める外郭団体のあるべき姿が明確でないこと、公益的な事業を実施する団体も多い中で、自主的・自立的な経営基盤の確立を一方的に外郭団体に求めることは実現性が低いこと、また、様々な分野の外郭団体をまとめて一つの方向に決めることが適当でないことなど、外郭団体改革基本プランそのものの課題も明らかになった。

オ 公益法人制度改革（～平成25年11月）

平成20年12月に始まった公益法人制度改革により、対象となる外郭団体のうち6団体が公益の認定を受けた。

これら公益の認定を受けた団体は、全事業のうち公益目的事業を50パーセント以上実施することが求められることから、収益事業の実施について一定の制約が生じることとなった。

カ 静岡市行財政改革推進審議会の諮問及び答申（平成24年度及び25年度）

公益認定を受けなかった2団体及び公益法人制度改革の対象とならなかった団体にも「市としての公益性があるか」というフィルターをかけるため、附属機関である静岡市行財政改革推進審議会に諮問をした。この審議の中で、市・外郭団体とも、お互いがパートナーとして各施策における役割を担っている旨の説明を行ったところ、すべての団体について「公益性がある」との答申を受けた。

キ 国の指針（平成26年8月）

総務省は、「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」（平成21年6月23日付け総財公第95号総務省自治財政局長通知）によりすべての第三セクター等の存廃を含めた抜本的な改革を各地方公共団体に対して要請してきたが、平成26年にこの指針に代わる「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成26年8月5日付け総財公第102号総務省自治財政局長通知）を策定した。この中では、第三セクターの「効率化・経営健全化」とともに、「地域の元気を創造するための活用」の両立が要請されている。

ク 第3次静岡市行財政改革推進大綱の策定（平成27年3月）

行財政改革の3つの基本方針の1つである「市民協働・官民連携の推進」の改革の方向として「官民連携の推進と民間活力の活用」を位置付け、この中で、外郭団体がより一層市民生活の利便性と市民福祉の向上に取り組める

よう市と各団体とのつながりを強めることや外郭団体の財政基盤の強化により、外郭団体の経営改善を図ることとした。

また、当該行財政改革については、平成27年度から始まった第3次静岡市総合計画において、基本的な考え方である「都市経営」の視点の4つの柱の1つ、「質の高い行財政運営」に位置付けている。

(2) 新たな視点

上記の経緯を踏まえ、次に掲げる新たな視点を前提に、時代が求める外郭団体の姿を示すこととする。

ア 市と外郭団体とは、市の政策を始めとする市民の福祉の増進に資する取組を共に推進するパートナーである。

イ 市は、効果的に市民福祉の増進を図るため、各団体の設立目的や強みとする特性を活かし、積極的に外郭団体を活用し、又は外郭団体と連携する。

ウ 外郭団体は、市のパートナーとしての役割を果たすため、健全で安定的な経営基盤を確立するとともに、団体の自主性・自律性を向上させる。

4 外郭団体のあるべき姿

外郭団体は、市の政策の推進に欠かせないパートナーとして市の行政機能を補完し、又は代替するため、各団体の設立目的及び特性を踏まえ、市が求める各団体の役割を果たすとともに、各団体自らの創意工夫により市民の福祉の増進に資する取組を積極的に行うものとする。

外郭団体の特性、役割及び市との役割分担に係る基本的な考え方については、次のとおりとする。

(1) 外郭団体の特性

ア 柔軟性・機動性

市が自ら行うよりも柔軟性や機動性の高い公共事務の執行ができる。例えば、予算の会計年度に縛られない複数年度にわたる事業執行や議会の議決を必要としない迅速な意思決定が可能であり、また、事業の内容に適した柔軟な組織機構と人事・給与制度の構築ができる。

イ 専門性・継続性

特定の分野の事務事業を集中して執行することから、当該分野における十

分な経験と専門的な知識が蓄積され、その高度な専門性を活かした事務事業の執行を行うことができる。

また、継続して特定の分野の事務事業を執行することから、長期的な視点を持って効果的に事務事業を執行することができる。

ウ 関連団体等とのネットワーク

これまでの活動から経済界を始めとする関係団体や市民団体、市民等とのネットワークを豊富に持っていること、加えて外郭団体の職員が特定の分野で継続して事業に携わるため関係団体等との信頼関係を構築していることから、必要に応じ、様々な主体の参画を仰いで、その活動をコーディネートすることにより事務事業の執行を行うことができる。

エ 広域的な事業展開の可能性

主に観光の分野など、広い区域における事業展開が効果的な分野において、市域に捉われない広域的な事務事業の執行を行うことができる。

(2) 外郭団体の役割

市は、各団体の設立目的及び特性を踏まえ、外郭関連施策（市の政策において、外郭団体がその実現に不可欠な役割を担う具体の施策をいう。以下同じ。）を効果的に実現するための最適な役割を、外郭団体ごとに整理するものとする。

外郭団体の役割を整理するに当たっては、当該施策によって実現しようとする公益の性質、市全体の計画等における当該施策の重要度、当該施策における外郭団体に代替する団体の有無等を勘案するものとする（11頁7（5）ア参照）。

(3) 政策実現に向けた市との役割分担

外郭関連施策における市の役割を明らかにし、各団体との役割分担を明確にすることにより、当該施策を効果的かつ効率的に推進するものとする。

また、市と外郭団体は、意思疎通の円滑化を図ることにより役割の重複等を排し、相互に協力して効果的かつ効率的に当該施策を推進するものとする。

市との役割分担に当たり、留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 所管課と各外郭団体との協議

所管課（関係課を含む。）は、外郭関連施策を効果的かつ効率的に実施するため、それぞれ所管する外郭団体と定期及び随時に協議を行うものとする。

イ 市と全外郭団体との意見交換会

市は、年1回を目途に、全外郭団体との意見交換会を開催する。

5 活用及び連携のあり方

外郭団体の役割を具体化する主な手法として、①業務の委託先としての活用、②指定管理者としての活用、③外郭団体の自主事業との連携が挙げられる。

(1) 業務の委託先としての活用

業務の公益性と特定の外郭団体の設立目的、特性、外郭関連施策において求める役割等とに密接な関連がある場合には、当該業務の委託先として当該団体を活用することにより、当該業務の目的が最大限に達成されることが期待できる。

そのため、市は、業務の委託先として活用するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 市は、委託業務の相手方を選定するに当たっては、①業務の目的、②市の政策における当該業務の位置付け（当該業務を政策実現のためにどう活用しようとしているか）、③当該業務の実施における市との緊密な連携の必要性、④特定の外郭団体の設立目的、⑤当該団体の特性、⑥外郭関連施策における当該団体の役割、⑦当該団体が行う他事業との相乗効果、⑧その他これらに類する事情を十分に勘案するものとし、コスト比較のみによって相手方の選定方法の選択を行わないものとする。

イ 単独随意契約により特定の外郭団体が委託業務の相手方に選定された場合においては、当該団体は、市と積極的に意思疎通を図り、当該業務の目的及び当該団体そのものの公益性を最大限発揮するよう委託業務を実施すること。また、委託料が市民の負担であることを踏まえ、経費削減に努めること。

ウ 単独随意契約により特定の外郭団体を委託業務の相手方に選定した場合においては、市は、当該業務の公益性が効果的に発揮されているかを常に検証するものとし、当該団体を業務の委託先として活用することに係る市民への説明責任を果たすこと。

(2) 指定管理者としての活用

公の施設の公益性と特定の外郭団体の設立目的、特性、外郭関連施策において求める役割等とに密接な関連がある場合には、当該施設の指定管理者として当該団体を活用することにより、当該施設の目的が最大限に達成されることが期待できる。

そのため、市は、指定管理者として活用するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 市は、指定管理者を選定するに当たっては、①公の施設の設置目的、②市の政策における当該施設の位置付け（当該施設を政策実現のためにどう活用しようとしているか）、③当該施設の運営における市との緊密な連携の必要性、④特定の外郭団体の設立目的、⑤当該団体の特性、⑥外郭関連施策における当該団体の役割、⑦当該団体が行う他事業との相乗効果、⑧その他これらに類する事情を十分に勘案するものとし、コスト比較のみによって公募・非公募の選択又は公募における相手方の選定を行わないこと。

イ 非公募により特定の外郭団体が指定管理者に選定された場合においては、当該団体は、市と積極的に意思疎通を図り、当該施設の目的及び当該団体そのものの公益性を最大限発揮するよう指定管理業務を実施することがより一層求められるとともに、市に対し、自らの創意工夫により当該施設の公益性に資する活用策を提示するよう努めること。また、指定管理料が市民の負担であることを踏まえ、経費削減に努めること。

ウ 非公募により外郭団体を指定管理者とした場合は、市は、当該施設の公益性が効果的に発揮されているかを常に検証するものとし、当該団体を指定管理者として活用することに係る市民への説明責任を果たすこと。

(3) 外郭団体の自主事業との連携

市の施策を実施するに当たっては、有効な連携を図ることにより外郭団体が自主的に行う市民の福祉の増進に資する取組との相乗効果が発揮されることが期待できる。

6 外郭団体の経営基盤の確立

外郭団体は、外郭関連施策における役割を確実に実施するため、次のとおり、人材面、財政面及び組織面において必要な基盤を確立する必要がある。

(1) 人材的な基盤

人材的な基盤については、各団体に必要となる人材を明らかにし、職員の採用及び育成を行うとともに、必要に応じ、市OBの活用や市職員の派遣（や

むを得ない場合に限る。)を通じて、外郭関連施策における役割を確実に果たすものとする。

この人材的な基盤の確立に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 職員の採用

各団体は、優秀な人材を確保するものとし、職員の採用は、原則公募とすること。

各団体は、各団体の専門性を確保するため、専門的な知識・経験を有する人材の確保に努めること。

各団体は、中長期的な事業展開を見据え、その事業規模からみて適正な職員数を明らかにし、必要となる職員の計画的な採用に努めること。

イ 職員の育成

各団体は、各団体の役割を確実に果たすため、計画的な職員の育成に努めること。また、各団体の専門性を高めるため、職員が専門的な資格を取得できるよう努めること。

市は、市職員の人材育成の計画等と整合する範囲内において、市の研修(市への派遣研修を含む。)の受講の機会を外郭団体の職員に提供するなど、外郭団体の職員の育成を支援すること。

ウ 市OBの活用

各団体は、市OBを活用する場合は、外郭団体の役割に即した能力・知見を有する人材を選考すること。この選考の際には、面接等による評価を行い、透明性を確保すること。

市は、各団体の求めに応じて市OBの情報を提供する場合は、各団体の役割や必要とする能力・知見を十分勘案し、適切な人材を選考すること。また、市OBの再就職状況を公表すること。

各団体は、市OBの給与については、各団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、役割に応じた適正な給与水準を確保すること。また、退職金(退職金に相当するものを含む。)は支給しないこと。

エ 市職員の派遣

市は、外郭団体と市との役割分担の観点から、原則、外郭団体の職員として市職員を派遣しないこと。

ただし、市の政策との連動性の深い事業で特に市が深い関与をする必要がある場合等、やむを得ない理由により派遣する場合は、将来的な派遣解消の見通しを持つものとし、必要最小限の人数及び期間とすること。

(2) 財政的な基盤

財政的な基盤については、基本財産が市民の負担によるものであり、不健全な財政運営がされた際には更なる市民の負担が生じるおそれがあることを認識し、収支の均衡が確保された健全な財政運営を行うものとする。そのため、基本財産の保全、業務の効果的かつ効率的な運営、経費削減、各団体の設立目的の範囲内における自主財源の確保等に努めるものとする。

また、特に財政状況の悪化が懸念される場合には、組織及び人員体制や今後の事業計画等に無駄や無理が生じていないかなどの検証を行い、経費の削減を徹底して行うものとする。

この財政的な基盤の確立に関し、市が支援する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 出資金の増資

出資金の増額については、目的及び目的を達成するための目標を明確化し、費用対効果を評価し、額の適正化を図ること。

また、増資が事業拡大のために行うことが原則であることを踏まえ、財政状況が悪化している団体への増資については、原則として行わない。それでもなお、増資をしようとするときは、当該団体が経営破たんした場合の本市の財政的リスクをよく勘案し、当該団体が経費削減を徹底することを前提に、将来の見通し（計画）を持った上で行うとともに、逐次財政状況の把握を行うこと。

イ 補助金

補助金については、公益上の必要性を十分勘案した上で、目的（目標）を明確化し、費用対効果を評価し、額の適正化を図ること。

特に、運営費に係る補助金は、補助の必要性、額の妥当性を常に検証すること。

また、財政状況が悪化している団体への補助金の支出については、当該団体が経費削減を徹底することを前提に、将来の見通し（計画）を持った上で行うとともに、逐次財政状況の把握を行うこと。

ウ 貸付金

貸付金についても、市の財政的リスクを回避するため、原則として行わないこと。やむを得ず、貸付けを行う場合は、その理由、必要性、返済の見通しを明確にするとともに、適正な利息を徴収すること。

(3) 組織的な基盤

組織的な基盤については、外郭団体の柔軟性及び機動性を活かし、各団体の役割を踏まえた簡素で効率的な組織体制とするものとする。

7 評価

(1) 評価の目的

市は、外郭団体の現状を把握し、次の観点から必要に応じた関与を行うため、外郭団体の経営全般の評価を実施する。なお、関与を行う市の担当課は、別表(14頁)のとおりとする。

- ① 市が求める役割を各団体が果たし、質の高い市民サービスが提供される「市民サービス向上の観点」
- ② 柔軟性や機動性等を活かし、効率的に事務事業を実施する「効率性確保の観点」
- ③ 外郭団体の健全で安定した経営に向けた財務状況の改善や経営実態に即した人事・給与制度の見直しを行う「経営の健全性・安定性の確保の観点」
- ④ 外郭団体の設立目的を踏まえ、団体自らの創意工夫により独自の施策を実施するとともに、そのための財源を確保する「自主性・自律性の向上の観点」
- ⑤ 外郭団体と外郭関連施策に関する共通認識を持ち、日頃から協力し合える関係を構築する「パートナーシップの確保の観点」

(2) 評価の対象

各団体の役割の適正な遂行を主眼とし、経営全般を対象とする。

(3) 評価の仕組み

P： 市が各団体に対して求める役割及び中期的な活用・連携の考え方を方針として示し、各団体がこれを踏まえた複数年度にわたる経営計画を作成する。

D： 経営計画に沿って各団体が事務事業を実施

C： 所管課において、各団体の事務事業の実施状況及び経営状況を評価

A： 評価を踏まえ、所管課が各団体に対し必要な関与を実施

(4) 評価の視点

ア 市民サービスの向上

市が求める役割を果たし、質の高い市民サービスが提供されているか。
また、市の政策実現に対し、どの程度、貢献しているか（寄与度）。

イ 効率性の確保

市が直接実施するより効率的・低コストに事務事業を実施しているか。
社会情勢の変化等も踏まえ、経費を最少とするための取組をでき得る限り
行っているか。

ウ 経営の健全性・安定性の確保

健全で柔軟な経営の実現に向け、人的基盤、財政的基盤、組織的基盤が確
立するよう取組がなされているか。

特に、財政状況が悪化した場合又はそのおそれがある場合に、徹底した経
費の削減（人事・給与制度の見直しを含む。）を行っているか。

エ 自主性・自律性の向上

団体の設立目的を踏まえた独自の施策（①市からの委託事業、②指定管理
事業（当該施設における自主事業を除く。）、③補助事業であって事業費の2
分の1を超える部分を市からの補助金で実施している事業のいずれにも該
当しないもの）を実施しているか。

オ 市との連携の強化

パートナーとして市と外郭団体が連携を確保し、政策実現に向けた協働的
な取組をしているか。

また、どのような相乗効果が生まれているか。

(5) 評価の各工程

ア 市の整理

次の事項を踏まえ、別に定める外郭団体方針書により市が求める各団体の
役割、位置付け及び中期的な活用・連携の考え方を整理する。

(ア) 外郭関連施策によって実現しようとする公益

(イ) 総合計画等における外郭関連施策の重要度

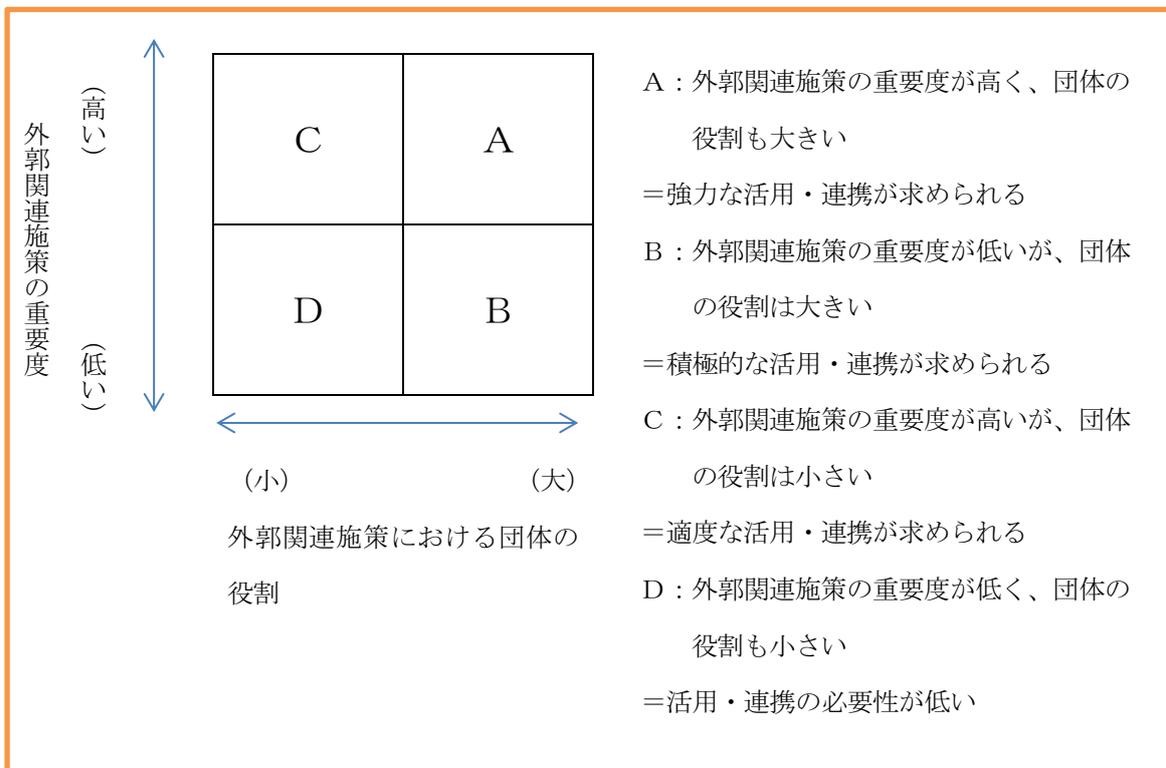
総合計画や基本構想、各分野の基本となる計画における位置付けがあるかどうか等により判断する。

(ウ) 外郭関連施策における各団体の役割

外郭関連施策において、各団体が果たす役割の大きさ、代替する団体の有無等により判断する。

(エ) 外郭団体の位置付け

各団体の役割を踏まえ、次の表により市の活用・連携の強弱（市の関与の度合い）を分類する。



イ 外郭団体の経営計画

市の各団体に対して求める役割を踏まえ、別に定める外郭団体経営計画書を作成する。計画期間は、各団体の既存の経営計画がある場合は、その期間と整合をとるものとし、それ以外の場合は、市の総合計画や基本構想等の期間と整合をとるものとする。

ウ 事務事業の実施

外郭団体経営計画書に従い、事務事業を実施する。

エ 毎年度の状況の評価

各団体は、市に対し、外郭団体経営計画書に沿った事務事業の実施状況及び経営状況を報告し、市は、その内容を評価する。

オ 所管課による各団体への関与

所管課は、毎年度の評価を踏まえ、各団体に必要に応じた関与を行う。

カ (仮) 外郭団体経営改善検討委員会

評価の結果、経営上の課題の改善がなされない場合、必要の都度、市職員で構成する(仮)外郭団体経営改善検討委員会において課題改善策を検討する。検討に当たっては、外郭団体の職員の出席を求めるものとし、目標数値及び目標年次を具体化するものとする。

8 情報公開の推進

(1) 市及び各団体は、市民に対する説明責任を果たすため、次に掲げる事項を公表するものとする。公表に当たっては、可能な限り、インターネットを活用することとする。

ア 各団体の外郭団体方針書(市)

イ 各団体の経営計画書とこれに基づく各団体の事務事業実施状況及び経営状況(外郭団体)

ウ 上記イの状況に対する市の評価(市)

エ 各団体の役職員等の状況(市OBの活用及び市職員の派遣を含む。)(外郭団体)

オ 市の各団体への支出の状況(市)

(2) 各団体は、当該団体が保有する情報の公開に関し、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第31条第1項の規定に基づき、同条例の趣旨にのつとった措置を講ずるよう努めるものとする。

9 その他の団体

外郭団体の定義に該当しない団体についても、市の政策との関連性、市の出資を始めとする支出が団体の運営に占める割合等を考慮し、必要に応じて、外郭団体と同等又は準じた関与を行うよう努めるものとする。

別表（7（1））

外郭団体への関与を行う市の担当課

担当課	関与の概要
所管課（関係課含む。）	<p>○必須の関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市との役割分担に当たっての留意（4（3）） ・外郭団体方針書の作成（7（5）ア） ・毎年度の事務事業実施状況及び経営状況の評価（同エ） ・毎年度の評価を踏まえた関与（同オ） <p>○必要に応じた関与</p> <p>（委託業務関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の選定に当たっての検討・留意（5（1）ア） ・委託業務の実施に当たっての積極的な意思疎通（同イ） ・委託業務の公益性の検証及び説明責任（同ウ） <p>（指定管理業務関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の選定に当たっての検討・留意（5（2）ア） ・指定管理業務の実施に当たっての積極的な意思疎通（同イ） ・指定管理業務の公益性の検証及び説明責任（同ウ） <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体への財政的な支援及び留意（6（2）） ・外郭団体経営改善検討委員会での改善策の検討（7（5）カ）
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の選定に当たっての留意（5（2）ア） ・指定管理業務の公益性の検証（同ウ） ・市ホームページにおける各団体に係る情報の公開（8） ・各所管課の外郭団体への関与の総括
人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体の職員に対する研修の機会の提供（6（1）イ） ・市OBの活用にあつての情報提供等（同ウ） ・市職員の外郭団体への派遣（同エ）
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた外郭団体への財政的な支援の留意（6（2））
契約課	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の選定にあつての留意（5（1）ア）

備考 カッコ内は、この指針の該当項目を示す。